

熊本県立第一高等学校  
いじめ防止基本方針



## 目 次

はじめに	1
1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
2 いじめの定義	2
3 いじめの防止等の対策のための組織	3
(1) 構成員	3
(2) 組織の役割	3
4 年間計画	4
(1) 年間の取組についての検証を行う時期 (PDCAサイクルの期間)	4
(2) 校内研修の実施時期	4
(3) いじめの未然防止の取組と実施時期	4
(4) いじめの早期発見の取組と実施時期	5
5 いじめに対する措置	6
6 重大事案への対応	7
(1) 重大事態の発生と調査	7
(2) 調査結果の提供及び報告	9
<b>【資料】</b>	
いじめ問題への対応マニュアル	11

はじめに

### 「白梅の精神」

本校の教育精神は、その校章に象徴される白梅の精神である。春に先がけ、凜冽たる空気の中で、凜乎として気品高い香りを放つ白梅の精神、それは、叡智、真理の探究、自律、高潔、品格を意味する。

瑞々しい感性をそなえ、学習への意欲と将来への希望に燃える高校生としての時期は、人格形成のため非常に重要な時期である。

本校では、1903年（明治36年）の創立以来長きにわたる歴史の中で、叡智に富み、自律と進取の気性を持った品格のある凜とした人材の育成に努めてきた。いじめに関しては、その教育活動のすべてを通して、「いじめは決して許されるものではない」、「いじめの問題は人権に関わる重大な問題である」との認識に立ち、いじめを許さない学校づくりに取り組んできた。

一方、全国的にも、また本県においても毎年多くのいじめが認知され、その中には深刻な事態に至ったものもある。いじめに関する状況は本校においても無縁とは言えず、近年においては特に、情報通信技術の発展・普及を背景として、インターネット上のいじめや、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のサービス利用を通じたいじめも憂慮される状況にある。

いじめの問題に社会総がかりで対峙するための基本的な理念や体制の整備として、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立し、同年9月に施行された。

この「熊本県立第一高等学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）は、法13条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定。）及び「熊本県いじめ防止基本方針」（平成25年12月26日策定。令和2年11月24日改訂。）を踏まえ、本校が家庭、地域その他の関係機関者の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、すべての生徒に関する問題である。したがって、いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにして作るかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめの防止等の対策は、単に、いじめ防止の取組にとどまらず、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」「いじめを見過ごさない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分理解できるよう進めなければならない。

これらのことを踏まえ、特に次の点に留意して、いじめの防止等の対策を行っていくものとする。

### 【いじめの防止】

『認め、ほめ、励まし、伸ばす』ことによって、生徒の自尊感情を高め、生徒一人一人が安心でき、自己有用感や充実感を得られる学校生活づくりを行う。

### 【いじめの早期発見】

「いつでも自分の学校・学級等で深刻ないじめが発生し得る」という強い危機意識を持ち、生徒のささいな変化を見逃さず、いじめが疑われる兆候に対して的確に関わりを持つ。

### 【いじめへの対処】

いじめられた生徒とその保護者に対して、「守り抜く」という姿勢を示し、家庭、地域、その他の関係諸機関と連携しながら、いじめの問題を克服することを目指し、迅速で組織的な対応をする。

## 2 いじめの定義

### いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めることが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところでいじめの被害が発生している場合もあるので、いじめに該当する恐れがある場合も速やかに報告し、対策委員会は、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ◆冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆金品をたかられる
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれ、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 いじめの防止等の対策のための組織

法第22条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織として、「いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

なお、いじめの防止等のための校内組織を設置していることやその活動内容については、保護者等に周知する。

#### (1) 構成員

##### ア 教職員

校長、副校長、教頭、主任事務長、主幹教諭、人権教育主任、生徒指導主事、教育相談部長、教務主任、各学年主任、養護教諭、文化・運動部活動顧問代表

##### イ 心理、福祉等に関する専門的な知識を有するもの（外部専門家）

本校スクールカウンセラー

なお、委員長は情報集約担当者が務めるものとする。

#### (2) 組織の役割

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための中核として、次の役割を担う。

- ◆学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核

◆いじめの相談・通報の窓口

◆いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有

◆いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導・支援の体制や対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核

また、学校基本方針の策定や見直し、取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を担う役割を持つ。

#### 4 年間計画

(1) 年間の取組についての検証を行う時期（P D C Aサイクルの期間）

各学期（1学期・2学期・3学期）に、対策委員会会議により検証を行うこととする。

(2) 校内研修の実施時期

ア 生徒理解に係る職員研修（年度当初、1学期半ば、11月）

イ いじめ問題に係る職員研修（2学期）

教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高める。

(3) いじめの未然防止の取組と実施時期

ア 人権教育

(ア) いじめ防止についてのLHR（6月「心のきずなを深める月間」、全学年）

- ・各クラスで、「いじめを防止するためにはどうしたらよいか」をテーマに討議を行う。
- ・クラスの議長は、LHRで出された意見の集約をクラスに配付したり、教室掲示したりして常に意識づけを行う。

(イ) 「心のきずなを深めるためのポスター・標語」（夏季休業期間、1・2学年）

- ・「心のきずなを深めるためのポスター・標語」の作品を募集する。優れた作品については校内に掲示する。

イ 情報モラル教育

教科「情報」（4月～6月、1学年）

- ・授業で「ネットトラブル」、「個人情報の保護」、「肖像権とプライバシー」について学習し、ネットいじめについてのビデオを視聴する。

ウ 生徒会活動

(ア) 「いじめ防止の日」（各学期始業式後、又は毎月10日）

- ・朝のSHRで平成25年度熊本県高等学校「いじめを許さない宣言文」を宣誓。新入生には対面式時（4月上旬）に、この宣言文を宣誓する機会を設ける。
- ・標語の紹介やいじめ防止の呼びかけを行う。
- ・宣言文については、全校生徒、全職員、保護者に配付し、各教室に掲示するとともに、生徒必携『凜』にも記載する。

(イ) 人権委員の活動

- ・各クラスに人権委員を置き、いじめ防止を始め人権問題に係る啓発活動を行う。

## エ 「命を大切にす」心を育む指導プログラム

- ・別に定める計画により、各教科、ホームルーム及び生徒会等における取組並びに調査・研修・講演会等を通して、かけがえのない自他の生命を尊重する心を育成し、県教育委員会が開催している「こころのきずなを深めるシンポジウム」や「熊本県人権子ども集会」等を活用して、生徒による「いじめの未然防止の取組の活性化を図る。

## オ 授業改善に関わる取組

研究授業・公開授業（5月上旬～6月中旬、10月中旬～11月上旬）

- ・担当教科及び他教科の授業を参観することによって、多面的な生徒理解に努めるとともに、指導法の改善を図り、指導力の向上に努め、生徒の学力の充実を図る。  
また、日常の授業において、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない。  
・11月上旬には保護者及び一般向けの授業公開も実施する。

## カ 保護者及び地域との連携

### （ア）保護者との連携

- ・好文会行事等を通じて、保護者間のつながりをつくり、学校との連携を深める。（随時）
- ・携帯電話等の利用について、家庭でのルールづくりの必要性、フィルタリングソフトの有効性等について啓発を行う。（1年オリエンテーション、学年保護者会等）

### （イ）地域との連携

- ・学校運営協議会の開催、地域の行事やボランティア活動への参加等を通して、学校の情報を発信し、指導者の連携を図るとともに、地域の児童生徒や住民との交流を行う。

## キ ストレス対処教育

- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に対し「生徒が生活上の困難・ストレスに直面したときの対処法を身に付けるための教育」を推進することができるよう、ストレス対処教育を、スクールカウンセラー等の活用等を通じて実施する。
- ・保健部、教育相談部、人権教育推進委員会と共同でストレス対処や人権に関する講演会を実施する（11月）。

## ク 寮生に対する面談

- ・寮生活を送っている生徒に対して、スクールカウンセラーや教育相談部、舎監と連携し、面談を実施する。生徒の生活状況など情報収集を行い、いじめ防止を行う。いじめが確認できた場合は、保護者との情報共有を行い、校長を中心とし、事案解決に向けて、対策委員会、舎監、学年、担任での組織的かつ丁寧な対応を行う。

## ケ 法教育

- ・法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心の共有を図るため、県警察、地方法務局等と連携し、指導内容・方法に関する資料との提供や講師等の招へいを実施する。

## （4）いじめの早期発見の取組と実施時期

### ア アンケート調査（年3回）

- ・いじめの実態を把握するとともに、迅速・適切な対応を行う。
- ・熊本県立高等学校「心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために」に加え、本校

独自の取組として「いじめについてのアンケート」を年3回実施する。

#### イ 教育相談

「教育相談日」の設定（月3回程度）

・生徒及び保護者を対象に、スクールカウンセラーによる教育相談を実施する。

#### ウ 個別面談

面談週間（4月中旬、9月上旬、1月中旬）

三者面談（全学年）（夏季休業期間）

面談や日常の会話をとおし、教職員の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境整備に努める。

#### エ 相談窓口の周知

・校内における相談窓口及び各種電話相談の相談窓口（「熊本県子どもいじめ相談電話」等）について、生徒及び保護者に周知を図る。

（生徒：各学期始め、保護者：好文会総会、学年保護者会等）

#### オ チェックリストの配付

・「心のアンケート」の実施にあわせて「子どものサイン発見チェックリスト」を保護者に配付する。（12月）

### 5 いじめに対する措置

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに対策委員会に報告することとする。対策委員会は緊急会議を開催し、情報の共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導・支援の体制や対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を行う。

いじめられた生徒に対しては、当該生徒及び保護者に対し「守り抜く」という姿勢を示すとともに、誠意を持って適切な情報を提供し、解決への見通しを伝える。

いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。また、保護者に対しても、誠実に対応し理解と協力を求める。

また、日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成したマニュアル等を参考に、その手続きや留意点（調査等の様式を含む）を自校化したマニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、それを教職員間で共有し、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検する。

周囲の生徒に対しては、無関心はいじめを助長することを指導し、いじめを許さない心情と雰囲気を育む。保護者に対しても、個人のプライバシーに配慮しながら、いじめを許さない集団づくりについて一層の理解と協力を求めるための啓発を行う。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめの解消については、単に謝罪をもって安易に解消とすることはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされているか確認を行う。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続している

こと。

いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。

解消したと判断されるまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

## ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうか、被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

## 6 重大事案への対応

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ア 重大事態の意味について

##### いじめ防止対策推進法

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる。

## イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて知事へ、事態発生について報告するとともに、調査組織として「学校いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。その際、法第28条第3項の規定に基づき教育委員会が行う指導及び支援を受けながら、教育委員会と一体となって調査を実施する。

## ウ 調査委員会について

調査委員会は、法第22条の規定に基づき設置する対策委員会を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

この調査委員会による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- (ア) 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査委員会による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- (イ) 調査委員会に必要に応じて専門家等を加え、その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることとし、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- (ウ) いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- (エ) 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- (オ) 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- (カ) 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- (キ) 調査を迅速かつ適正に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

## エ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的に実施されるものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどについて、その事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを指している。

### (ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、当該生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供し生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることの

ないよう配慮するなど)。

いじめられた生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会からより積極的な指導・支援を受け、関係機関とのより適切な連携を図ったうえで、対応する。

#### (イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議のうえ、速やかに調査に着手する。

調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経緯を含めた幅広い調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持し、かつ、遺族の気持ちに十分配慮しなければならない。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなるため、その方法等については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

#### オ その他留意事項

重大事態については、教育委員会の積極的な支援が必要となる。

熊本県いじめ防止対策審議会が、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を受ける。

その事態にかかわりを持つ生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、学校は教育委員会とともに、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校又は教育委員会は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対

象となる在籍生徒やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合は、教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の状況に応じた適切な対応を受けることとする。

#### イ 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会を通じて知事に報告する。

平成26年 3月13日 制定

令和 3年 2月28日 改訂

令和 6年 8月 6日 改訂

いじめ問題への対応マニュアル

